

議案第 号

世田谷区立厚生会館条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立厚生会館を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立厚生会館条例を廃止する条例

世田谷区立厚生会館条例（昭和41年10月世田谷区条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。